

## 消費者被害防止のための新たな取組

(静岡県くらし・環境部県民生活課)

## 1 要 旨

今年度新たに、若者及び高齢者の消費者被害防止のための消費者教育・啓発、及び事業者の違反行為の早期発見・啓発のための取組を実施する。

## 2 新たな取組の概要

区 分	主な取組
若者主体の消費者教育・啓発	<p>&lt;目的&gt; 令和4年4月1日の成年年齢引下げにより、若者の消費者被害拡大が懸念されることから、大学生等が自ら若者向けの啓発に参画することにより、自立した消費者になるために必要な知識や価値観を養うとともに、広く若者の消費者被害防止を図る。</p> <p>&lt;概要&gt; ・学生クリエイティブメンバー16名を公募し、ワークショップや制作検討会を経て啓発動画制作に参加 ・完成後は動画の発信等啓発活動にも協力</p> <p>&lt;スケジュール&gt; 募集：8月18日～9月9日、制作：9月～12月、動画発信：1月～</p>
シニア向け消費者教育出前講座	<p>&lt;目的&gt; 消費取引のデジタル化が加速し悪質事業者の手口が巧妙化しているため、高齢者を対象に、ネットサービスの安全・安心な活用方法等を学ぶ講座を実施し、消費者被害防止につなげる。</p> <p>&lt;概要&gt; ・講座名：消費者トラブルに遭わないための、ネットサービス活用講座 ・実施回数：30回以上 ・対象者：県内で活動しているシニアグループ（10～20名程度/回） ・内 容：キャッシュレス決済の利用のポイントと注意点ほか</p> <p>&lt;スケジュール&gt; 募集開始：9月15日～、講座実施：10月1日～2月28日</p>
消費者被害未然防止のための事業者向け啓発	<p>&lt;目的&gt; 消費者相談のデータベースを活用し、相談内容に特定商取引法違反の疑いが見受けられる事業者に対し、指導・処分に至る前の段階で注意喚起と啓発を実施することにより、消費者被害の未然防止を図る。</p> <p>&lt;概要&gt; ・対象事業者：訪問販売事業者 ・実施内容：注意喚起文書と特定商取引法が定める商取引ルールの啓発パンフレットを郵送（県ホームページに掲載している事業者向けの啓発動画も併せて案内）。 ・開始時期：9月</p>
広告表示等適正化監視（HP、SNS等の広告監視）	<p>&lt;目的&gt; 令和4年度より、これまで行ってきた外食店等表示調査に加え、食品表示だけでなく全ての商品、サービスを対象として、新たにネットサイトやSNSを監視するとともに、表示に係るPIO-NET情報のチェックを強化し、広告表示のデジタル化に対応する。</p> <p>&lt;概要&gt; ・調査対象：ネットサイト（HP、SNS 広告、動画配信サイト広告等）、PIO-NET 情報、チラシ、看板等の表示、相談窓口寄せられた不審情報 等 ・調査項目：特色ある原材料や静岡県特産の農林水産物を使用していると思わせる表示、二重価格表示、提供期間や数量の限定を強調する表示やその他景表法違反のおそれがある表示</p>